

様式第五（第6条関係）

規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に関する照会書

2021年 3月 5日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

東京都千代田区神田練堀町300
住友不動産秋葉原駅前ビル8階
株式会社アンドパッド
代表取締役社長 稲田武夫

産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する下記4. に掲げる法令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

（1）事業目標の要約

当社は、新サービス「ANDPAD 受発注」（以下「本サービス」といいます）を開発し、提供することを予定しております。

● 開発/提供の背景

○ 昨今のデジタルシフト化の機運を受け、建設業界にデジタルトランスフォーメーションの流れが加速しております。現場においては多数の工事発注・請負、また材料に関する注文や請求業務が発生し、FAX や電話によるやりとりに対しての負担感が高まっている状況です。こうした利用者の悩みを解決するため、建設業界の受発注に関する業務の電子化に対応した本サービスを2021年春以降（本照会書への回答を受領後）にリリース予定です。

○

の技術基盤、当社独自開発の技術をかけ合せたことで、建設業界に特化した本サービスの独自性、画期性があると考えております。

○ 建設業法に対応した工事請負契約の電子契約、電子帳簿保存法に対応した取引明細の証左としての各種書類を、各種法規制の遵守に対応した形で提供することで、利用者に対し、コンプライアンスに不安を感じることなく、本サービスをご利用いただくことを目指しております。

（2）生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

● 「新商品の開発又は生産」に該当します。

○ なお、本照会書提出日現在においては、無償での本サービスの試験提供のみを行っております。本サービスの正式な販売は、本照会書への回答を受領後に行うことを予定しております。

● 新たな需要の獲得が見込まれる理由：

○ 建設受発注に必要な一連の取引（見積、発注請負、請求）を電子化することができるサービスとなります。

○ ANDPAD ID（メールアドレス＋パスワード）に加え、利用者が登録している携帯電話へのSMSによるワンタイムパスワードの送信を組み合わせた二要素認証により、電子署名における本人性担保、セキュリティの強化を実現しております。また、本サービスにおいては利用者が個別に電子証明書を用意することなく利用を開始できるため、導入に係るハードルを下げることで

利用前の認証手続き



利用者による本サービスの利用開始前には、以下の二要素認証による本人認証手続を行うことが必要となります。

- メールアドレス・パスワードによる本サービスへのログイン
- 利用者が登録している携帯電話へSMSによるワンタイムパスワードの送信
- 利用者が上記SMSにより送付されたワンタイムパスワードを本サービス上で入力
- 本サービスのシステム上で、当該利用者に送付されたワンタイムパスワードと入力されたパスワードの一致を確認

(b) 工事請負契約締結フロー

工事請負契約締結フロー（発注者側）



工事請負契約締結フロー（受注者側）



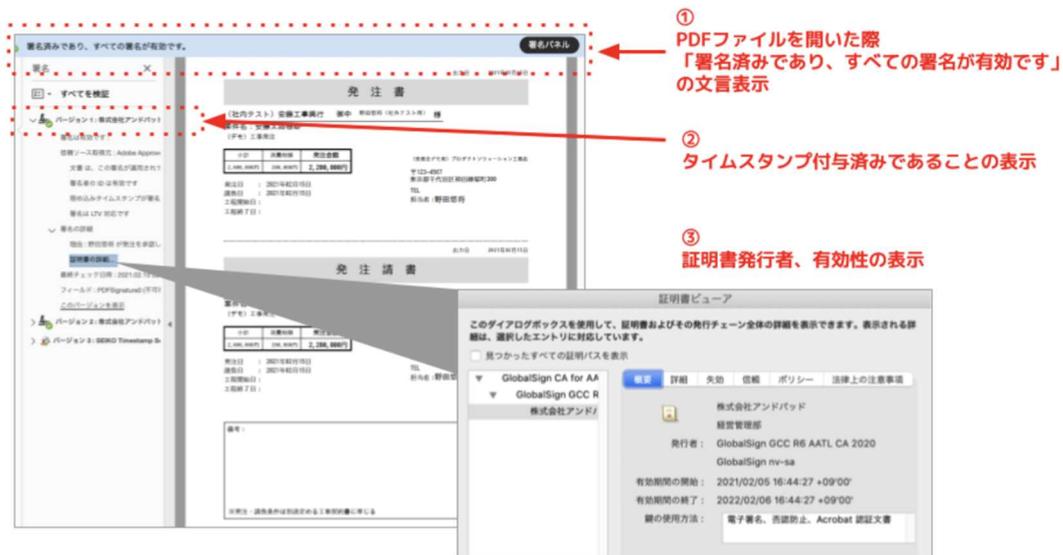
工事請負契約締結フロー（契約締結後）



本サービスにおける工事請負契約の締結は、以下の流れで行われます。

- ①発注者は、本サービスのウェブサイトアクセスし、メールアドレス・パスワード（※）を入力して本サービスにログインする。
- ※上記 2. (2) (a) サービス利用開始前の本人認証手続において二要素認証による確認を経たパスワード
- ②③発注者が本サービス上で所定の操作を行うと、発注書 PDF が生成される。なお、発注書 PDF は、発注者が入力した内容に基づき自動的に生成され、その内容・過程につき当社の意思が介在する余地はない。

- ④当社から [REDACTED] に対し、発注書 PDF と共に、発注書 PDF に対して当該発注者の情報に基づいた電子署名・タイムスタンプを付与する旨のリクエストが送信される。
- ⑤⑥これを受けた [REDACTED] より、当該発注者の電子署名及びタイムスタンプが付与された発注書 PDF データが返却され、当社サーバー上に保存される。
- ⑦発注者は、本サービスのウェブサイト上で、契約の相手方である受注者に対し契約書作成、及び契約書への署名を促す通知（本サービスに登録された受注者のメールアドレス宛の通知、及び本サービスのウェブサイト上での通知機能）を行う。
- ⑧受注者は、本サービスのウェブサイトアクセスし、メールアドレス・パスワード（※）を入力して本サービスにログインする。
- ※上記 2. (2) (a) サービス利用開始前の本人認証手続において二要素認証による確認を経たパスワード
- ⑨⑩受注者が、本サービスのウェブサイト上に生成された発注データ・発注書 PDF を参照し、契約の相手方として発注の請負の操作を行うと、当社から [REDACTED] に対し、発注書・請書 PDF と共に、発注書・請書 PDF に対して当該受注者の情報に基づいた電子署名・タイムスタンプを付与する旨のリクエストが送信される。
- ⑪⑫これを受けた [REDACTED] より、当該受注者の電子署名及びタイムスタンプが付与された発注書・請書 PDF データが返却され、当社サーバー上に保存される。
- 発注者・受注者双方の操作により契約締結が完了（契約締結完了後の発注書・請書データ（PDF）については、下記キャプチャご参照）。発注書・請書データ（PDF）は当社のサーバ上に保存され、発注者・受注者双方が、本サービスにアクセスして閲覧・ダウンロード・印刷することが可能



Copyright © 2020 Present ANDPAD Inc. This information is confidential and was prepared by ANDPAD Inc. for the use of our client. It is not to be relied on by and 3rd party. Proprietary & Confidential 無断転載・複製等の禁止

Confidential

(3) 新事業活動を実施する場所 日本国内全地域

3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期

(1) サービス提供開始

2021年春以降（本照会書への回答を受領後）

(2) 機能追加予定

その他、当社の施工管理サービス『ANDPAD』との連携を含む、追加機能開発を随時行っていく予定。

4. 解釈及び適用の有無の確認を求める法令の条項等

建設業法第十九条 3

建設工事の請負契約の当事者は、前二項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該各項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講ずることができる。この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。

建設業法施行規則第十三条の四

第十三条の四 法第十九条第三項の国土交通省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

2 前項に掲げる措置は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。

一 当該契約の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。

二 ファイルに記録された契約事項等について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。

三 当該契約の相手方が本人であることを確認することができる措置を講じていること。

5. 具体的な確認事項

本サービスが、建設業法施行規則第十三条の四第2項に規定される技術的基準を満たしているか、ご確認頂きたい。なお、本サービスは下記の対応により、建設業法施行規則第十三条の四第2項に規定される技術的基準を満たしているものと考えている。

(a) 見読性の確保について

「建設業法施行規則第13条の2第2項に規定する「技術的基準」に係るガイドライン」において、見読性の確保について述べられている。

本サービスにおいては、請負契約の成立後に、当社のサーバーに PDF 形式の請負契約書が保存され、利用者は本サービスにアクセスすることで、PDF 形式の請負契約書を、随時閲覧・印刷・ダウンロードすることが可能である。

(b) 原本性の確保について

「建設業法施行規則第13条の2第2項に規定する「技術的基準」に係るガイドライン」において、原本性の確保について述べられている。

本サービス上での工事請負契約の締結の際は、発注者が本サービス上で所定の操作を行うと、発注書 PDF が生成される。その際、発注書 PDF は、発注者が入力した内容に基づき自動的に生成され、その内容・過程につき当社の意思が介在する余地はない。

● (ご参照：(2) 事業概要 サービス利用の流れ(b)②③)

また、本サービスには、公開鍵暗号方式による電子署名及びタイムスタンプを付す機能を有している。本サービスにおいては、本サービスの技術基盤提供事業者であり、特定認証局である [] から発行される信頼された電子署名・タイムスタンプを利用する。本サービス上での利用者の指示に基づき、当社が取得した情報を参照し、 [] が電子署名・タイムスタンプ付与処理を行う仕組みとなっている。

● (ご参照：(2) 事業概要 サービス利用の流れ(b)⑤⑩)

1) 本サービスでは、契約締結した PDF データに「署名済み」であること、「署名者情報」「タイ

ムスタンプ」が記載され、原本性が担保される。

2) 証拠力を維持するため、改ざん防止の措置が取られており、不正な処理が行われると、PDFの原本性が無効であることを検知できる。

上記に基づき、当該契約の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができ、ファイルに記録された契約事項等について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていると見なすことができる。

(c)本人確認について

本サービスにおいては、以下の二要素認証による本人認証手続により、契約の相手方が本人であることを確認することができる措置を講じていると見なすことができる。

上記2. (2) (a)記載のとおり、本サービスの利用開始前には、二要素認証による本人認証手続を完了することが必要となる。具体的には、メールアドレス・パスワードによる本サービスへのログイン、及び、利用者が登録している携帯電話へのSMSによるワンタイムパスワード送信による二要素認証を要求している。

また、2. (2) (b)記載のとおり、本サービス上での工事請負契約の締結にあたっては、発注者・受注者ともに本サービスにログインして所定の手続きを行うことが必要となる。そして、本サービスログイン時には、上記二要素認証による本人認証手続における確認を経たメールアドレス・パスワードによるログインを行うことが必要となる。これにより、契約の相手方が本人であることを確認することができる措置を講じていると見なすことができる。

○ (ご参照：(2) 事業概要 サービス利用の流れ(a) (b))

(d)その他

なお、本サービスの基本的な仕組みは、株式会社ワンビシアーカイブズの令和元年11月27日付照会書記載の電子契約サービス「WAN-Sign」(認印版)と同様である。同サービスについては、令和元年12月26日付回答書において、建設業法施行規則第十三条の四第2項に規定される技術的基準を満たしている旨の確認がなされている。このことから、本サービスも同様に、同項に規定される技術的基準を満たしているものと考えている。

6. その他

(備考)

1. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
2. 「関連する事業活動」に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈並びに当該事業活動に対する当該規定の適用の有無について確認を求める必要がない場合においては、「及びこれに関連する事業活動」の文字を抹消する。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標
 - (1) 新事業活動及びこれに関連する事業活動に係る事業の目標(新事業活動及びこれに関連する事業活動を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す事業の方向性)を要約的に記載する。
 - (2) 新事業活動及びこれに関連する事業活動を実施することにより、生産性の向上(資源生産性の向上を含む。)又は新たな需要の獲得が見込まれることを要約的に記載する。

2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容
 - (1) 新事業活動及びこれに関連する事業活動に係る事業の実施内容を記載する。
 - (2) 新事業活動及びこれに関連する事業活動を行う場所の住所を記載する。
3. 具体的な確認事項には、新事業活動等に関する法令の適用関係についての自己の見解を記載する。